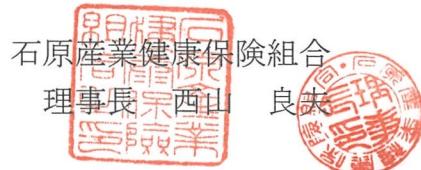


大阪, 東京, 中研, 四日市, 福岡, 札幌, 石労本部
石労支部, 石原テクノ株, 石原バッテリエンス株, 石原鉱産株, 石原酸素株
石原エンジニアリングパートナーズ株

公告第 892 号
令和 6 年 10 月 11 日

石原産業健康保険組合
被保険者 各位



令和 6 年度平均標準報酬月額について

健康保険法第 47 条(任意継続被保険者の標準報酬月額)により、当組合の
令和 6 年 9 月 30 日における標準報酬月額につき、次の通り公告致します。

記

1. 令和 6 年 9 月 30 日現在 平均標準報酬月額 457,297 円
2. 上記 1 に基づき算定した標準報酬月額 470,000 円
3. 適用期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

以上